

Business calendar

2026.7 July

給与振込の時限：振込指定日の3営業日前の16時まで
 営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

| Sun | Mon | Tue | Wed | Thu | Fri | Sat |
|-----|-----------|----------------------------|-----|-----|------------------------------------|-----|
| 28 | 29 | 30 | 01 | 02 | 03 | 04 |
| 05 | 06 | 07 7月10日給与時限 16:00まで | 08 | 09 | 10 給与振込 7月15日給与時限 16:00まで | 11 |
| 12 | 13 | 14 7月17日給与時限 16:00まで | 15 | 16 | 17 給与振込 ※7月20日(祝)の為 | 18 |
| 19 | 20 海の日 | 21 7月24日給与時限 16:00まで | 22 | 23 | 24 給与振込 ※7月25日(土)の為 | 25 |
| 26 | 27 | 28 7月31日給与時限 16:00まで | 29 | 30 | 31 給与振込 | 01 |
| 02 | 03 | | | | | |

7月の税務・労務チェックリスト

税務

- 10日 6月徴収分源泉所得税・住民税の納付
 - 1月～6月徴収源泉所得税の納付 ※特例適用者
- 18日 所得税の予定納税額の減額申請
- 末日 5月決算法人の確定申告・納付
 - (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - 11月決算法人の中間(予定)申告・納付
 - (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - 2月・8月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付
 - ※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
 - 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- 7月中 固定資産税・都市計画税の納付(第2期分)
 - ※市町村の条例で定める日

労務

- 10日 一括有期事業開始届(6月分)の提出
 - 健康保険・厚生年金の報酬月額算定基礎届(7月1日現在)
- 15日 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書提出
- 末日 労働者私傷病報告書の提出(休業4日未満の4月～6月分)
 - 健康保険・厚生年金の保険料納付
 - 健康保険印紙受払等報告書提出
 - 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください。